

遠野市売れる農畜産物生産支援事業補助金交付要綱

制 定	平成18年 5 月 1 日	告示第91号
一部改正	平成19年 4 月 1 日	告示第65号
一部改正	平成20年 4 月 1 日	告示第66号
一部改正	平成21年 7 月 2 日	告示第128号
一部改正	平成22年 5 月28日	告示第119号
一部改正	平成23年 6 月10日	告示第120号
一部改正	平成24年 4 月 1 日	告示第46号
一部改正	平成27年 4 月 1 日	告示第92号
一部改正	平成28年 4 月 1 日	告示第63号
一部改正	令和 4 年 3 月25日	告示第50号
一部改正	令和 4 年 7 月10日	告示第139号

(趣旨)

第1条 この告示は、遠野市農林水産振興ビジョンに掲げる遠野の特色を生かした野菜、花き等の生産振興及び遊休施設等の有効活用を図るため、遠野市売れる農畜産物生産支援事業（以下「事業」という。）を行う農畜産物の生産を拡大する意欲のある者その他の農業に携わる者で組織するグループ、団体等（以下「団体等」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業区分、事業種目、事業内容及び経費並びにこれに対する補助額又は補助率は、別表第1のとおりとする。

(経費の配分及び事業内容の軽微な変更)

第3条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 事業計画書に掲げる経費の30パーセントを超える増減
- (2) 事業計画書に掲げる補助金額の増減を伴う変更
- (3) 補助事業の中止又は廃止

(申請の取下期日)

第4条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第5条 規則に定める提出書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(状況報告)

第6条 補助金の交付を受けた団体等は、事業の対象となった農畜産物に係る毎年度の生産の状況等について、遠野市売れる農畜産物生産支援事業実施状況報告書（様式第6号）により、毎年度の末日までに市長に報告をしなければならない。

2 前項の報告を行わなければならない期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過するまでの期間とする。

(団体等に交付する補助金の前金払)

第7条 団体等に交付する補助金は、必要があると認められる場合には、前金払をすることができる。この場合において、市長は、補助金の交付を決定した額の90パーセント以内の額を上限として補助金を前金払するものとする。

2 団体等は、補助金の前金払を受けようとする場合は、遠野市売れる農畜産物生産支援事業補助金前金払請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日告示第65号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に補助金の交付を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年遠野市告示第65号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年遠野市告示第66号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年遠野市告示第128号)

この告示は、平成21年7月2日から施行する。

附 則(平成22年遠野市告示第119号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年5月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前のアストチャレンジ100推進事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付の決定を受けた者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成23年遠野市告示第120号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月10日から施行し、平成23年度分の事業から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のアストチャレンジ100推進事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付の申請をしている者及び決定をしている者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成24年遠野市告示第46号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年遠野市告示第92号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年遠野市告示第63号)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のアストパワーアップ業補助金交付要綱の規定により補助金の交付の申請をしている者及び決定をしている者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和4年遠野市告示第50号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の遠野市売れる農畜産物生産支援事業補助金交付の規定は、この告示の施行の日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前に補助金の交付申請をした者及び補助金の交付決定を受けた者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和4年遠野市告示第139号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月10日から施行し、改正後の遠野市売れる農畜産物生産支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の交付金から適用する。

別表第1（第2条関係）

事業種目	事業内容	交付対象経費	補助額又は補助率
ハウス導入支援事業	認定新規農業者、認定農業者、新規作目を導入する農業者及び積極的に生産拡大に取り組む農業者が、野菜、果樹、花きの栽培を目的とするパイプハウス（水稻育苗、機械置場を除く。）の導入に係る経費に対し支援する。	新たなパイプハウスの導入に要する経費	1棟当たり2分の1に相当する額以内の額。ただし、100万円を上限とする。
		遊休パイプハウスの移設等に要する経費	1棟当たり10万円以内の額
重点推進品目産地育成支援事業	ニラ栽培支援事業	団体等がニラの産地化を図るため、新規に栽培する場合又は栽培面積を維持する場合に係る経費に対し支援する。	交付対象経費の2分の1に相当する額以内の額
	アスパラガス栽培支援事業	団体等がアスパラガスの産地化を図るため、新規に栽培する場合又は栽培面積を維持する場合に係る経費に対し支援する。	
	ハウレンソウ栽培支援事業	団体等がハウレンソウの産地化を図るため、周年栽培に必要な資材等の購入に係る経費に対し支援する。	
	ピーマン栽培支援事業	団体等がピーマンの産地化を図るため、新規に栽培に取り組む場合又は栽培面積を拡大する場合に係る経費に対し支援する。	
	ネギ栽培支援事業	団体等がネギの産地化を図るため栽培に取り組む場合に係る経費に対し支援する。	
契約野菜栽培導入支援事業	団体等が契約栽培の普及及び拡大を図るため、種苗及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する。	種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の2分の1に相当する額以内の額
花き栽培支援事業	団体等が花き栽培の普及及び拡大を図るため、新規に栽培に取り組む場合又は栽培面積を拡大する場合に係る種苗購入経費、及び栽培に必要な資材購入経費に対し支援する。 対象品目：トルコギキョウ、カンパニュラ、小菊	種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の2分の1に相当する額以内の額
山菜等生産拡大支援事業	団体等が遊休農地等の利活用と生産性の向上を図るため、	種苗及び栽培に必要な資材の購入に要す	交付対象経費の2分の1に相当する額以

	特用林産物等の種苗等及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する。	る経費	内の額
遠野伝統野菜生産拡大支援事業	団体等が伝統野菜の栽培及び拡大を図るため、種苗及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する。	種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の2分の1に相当する額以内の額
遠野農業元気アップチャレンジ事業	団体等が生産現場型農業への転換を図るため自らの創意工夫により生産力の向上、六次産業化等の農業所得の増収を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し支援する。	農業所得の向上に向けた新たな取り組みに要する経費	交付対象経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、50万円を上限とする。
内水面生産拡大支援事業	団体等が淡水魚の生産拡大及び経営の安定を図るため、稚魚の購入に係る経費及び販路開拓の取組に係る経費に対し支援する。	稚魚の購入に要する経費	交付対象経費の2分の1に相当する額以内の額
		販路開拓の取組に要する経費	交付対象経費の2分の1に相当する額以内の額
ホップ担い手確保支援事業	ホップ生産の維持及び拡大を図るため、後継者育成及び確保に向けた経費に対し支援する。(最長で2年間)	遠野市外から参入した新規生産者の居住に要する経費	交付対象経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、月額2万円を上限とする。
		遠野市外から参入した新規生産者の栽培技術習得のために要する経費	1人当たり月額3万円(定額)
		ホップ担い手を受け入れたホップ圃場及び作業機械の借上げに要する経費	交付対象経費の2分の1に相当する額以内の額
畜産パワーアップ事業	遊休施設等の有効活用により畜産振興を図り、畜産業の増頭および増収を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し、支援する。	遊休パイプハウスを移設し簡易畜舎として導入する場合に要する経費	1棟当たり15万円以内の額
		里山放牧場の整備する場合に資材の購入に要する経費	交付対象経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、25万円を上限とする。
遠野スタイル六次産業推進事業	遠野の農産物等を原材料として新しい商品を開発する等六次産業化を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し支援する事業	商品開発等の六次産業化の実現に要する経費	交付対象経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、200万円を上限とする。
省力化機械導入支援事業	団体等が園芸品目栽培に係る農作業の省力化を目的とした事業を行う場合に要する経費	10アール以上の栽培面積を有し、省力化に必要な機材等を購	交付対象経費の3分の1に相当する額以内の額。ただし、30

	に対し支援する。	入する場合に要する 経費	万円を上限とする。
--	----------	-----------------	-----------

別表第2（第5条関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出期日
規則第4条の規定 による書類	遠野市売れる農畜産物生産支援 事業補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第1号 第2号 第3号	別に定める。
規則第6条の規定 による書類	遠野市売れる農畜産物生産支援 事業変更（中止、廃止）承認申 請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第4号 第2号 第3号	変更（中止、廃止）の理 由の日から15日以内
規則第13条の規定 による書類	遠野市売れる農畜産物生産支援 事業補助金請求（精算）書 1 事業実績書 2 収支精算書	第5号 第2号 第3号	別に定める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所

団体名

代表者職氏名

遠野市売れる農畜産物生産支援事業補助金交付申請書

年度において、遠野市売れる農畜産物生産支援事業を実施したいので、遠野市補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、交付対象となった事業の申請者に関する情報及び事業実績について、必要な情報に限り共済組合に提供することに同意します。

1 事業名

2 補助金交付申請額 金 円

様式第2号（第5条関係）

事業計画（実績）書

事業名		
事業実施団体等名		
代表者氏名 及び連絡先	1 代表者氏名	
	2 住所・電話番号	電話 ー
事業目的及び 目標指数 ※販売目標などを数 値化すること	1 事業目的	
	2 目標指数 (目標達成度)	
事業内容及び 今後の計画 ※できるだけ詳しく 記入すること	1 事業内容	
	2 今後の計画	
期待される効果 (実施の効果)		
事業の期日	1 開始予定日（開始日）	年 月 日
	2 完了予定日（完了日）	年 月 日
特記事項		

注 その他必要な書類

- ・団体等については、定款又は規約、構成員名簿等
- ・申請時の現況写真及び位置図（ハウス導入事業、畜産パワーアップ事業関係に限る。）
- ・申請時の農地の利用状況が分かる書類（ハウス導入事業、畜産パワーアップ事業関係に限る。）

様式第3号（第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入 (単位 円)

区分	予算額	精算額	説明
補助金			
自己資金			
その他			
計			

2 支出 (単位 円)

区分	予算額	精算額	説明
計			

備考

- 1 説明欄に積算内訳を記載すること。
- 2 予算書の場合は、見積書（写）、販売カタログ等の積算根拠書類を添付すること。
- 3 精算書の場合は、領収書（写）等の実績確認書類を添付すること。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所

団体名

代表者職氏名

遠野市売れる農畜産物生産支援事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定の通知のあった遠野市売れる農畜産物生産支援事業について、事業の変更（中止、廃止）の承認を受けたいので、遠野市補助金交付規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 事業名
- 2 変更（中止、廃止）事項
- 3 変更（中止、廃止）の理由

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者
住 所
団体名
代表者職氏名

遠野市売れる農畜産物生産支援事業補助金請求（精算）書
年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた遠野市売れる農畜産物生産支援事業が完了したので、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求（精算）します。

1 事業名

2 補助金請求額 金 円（ア－イ）
内訳
補助金交付決定額 円（ア）
前金払受領済額 円（イ）

3 振込先

金融機関名	(支店)	
口座の種類	1 普通	2 当座
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者
住 所
団体名
代表者職氏名

遠野市売れる農畜産物生産支援事業実施状況報告書（ 年目）

年度において実施した標記事業の状況について、遠野市売れる農畜産物生産支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業名
- 2 事業実施年度 年度
- 3 事業実施状況報告期間 年度から 年度まで

	事業実施年度 (年度)	事業実施状況報告年度 (年度)
販売先		
販売量 (品目・数量等)		
販売額		
備考		

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者
住 所
団体名
代表者職氏名

遠野市売れる農畜産物生産支援事業補助金前金払請求書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で交付決定の通知のあった、遠野市売れる農畜産物生産支援事業補助金について前金払の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 事業名

2 前金払請求額 金 円（アーイ）
内訳
補助金交付決定額 円（ア）
前金払受領済額 円（イ）

3 前金払を必要とする理由

4 振込先

金融機関名	(支店)
口座の種類	1 普通 2 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	